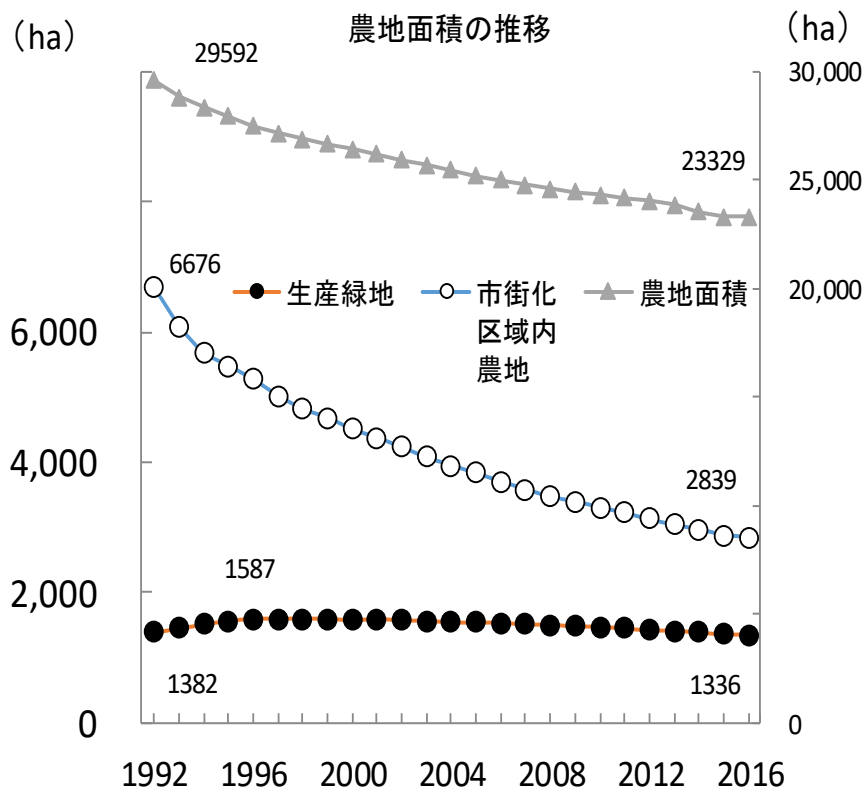


指針改定後の国の動き等 —生産緑地法の改正—

1 県内の生産緑地の面積（平成28年）

農地面積 (A)	市街化区域内農地 (B)	割合 (B/A)	生産緑地 (C)	割合 (C/B)
23,329ha	2,839ha	12.2%	1,336ha	47.1%



平成4年：生産緑地法による指定開始
30年間の営農を条件に生産緑地として指定

30年経過すると

平成34年：
多くの生産緑地が期限を迎える。市町村へ
買取申出 → 買取らない → 転用可能

※大量の買取申出が行われ、都市のオープンスペースの減少が懸念される。

2 改正生産緑地法の概要（平成29年4月28日成立、5月12日公布）

- （1）生産緑地の指定面積要件の緩和 ～対象となる農地の拡大～
 - ・ 500㎡以上のまとまった農地等から300㎡以上で市町村条例で定める規模に引き下げ可能になり、営農希望にもかかわらず面積不足で解除される「道連れ解除」に対応する。

- （2）「特定生産緑地」の創設 ～開発を抑制し、営農継続を後押し～
 - ・ 指定から30年を迎える生産緑地について、所有農家の同意を得て市町村が指定を10年延長可能に

- （3）直売所や農家レストランの設置 ～農家の収入確保の手段の拡大～
 - ・ 生産等に必要な施設のみから直売所や農家レストラン、加工施設も設置可能に

※ 今後の見込み

都市農地の貸借の円滑化に関する法律の制定

生産緑地の貸借時も相続税の納税を猶予する税制改正

3 市町村の動向

(1) 都市農業振興基本法に基づく地方計画策定の意向

○ 策定済み

藤沢市 藤沢市都市農業振興基本計画を新規に策定
(平成29年3月30日策定済み)

○ 策定予定 (平成29年8月末時点)

平成29年度策定 川崎市、鎌倉市、厚木市

平成30年度策定 横浜市、茅ヶ崎市、平塚市、大磯町

平成31年度策定 相模原市、小田原市

年度未定 大和市、伊勢原市、座間市、海老名市、綾瀬市、
寒川町

(2) 生産緑地地区の面積要件の引き下げ意向 (平成29年5月末時点)

(300m²)横浜市、川崎市、鎌倉市 (未定)海老名市